

VISA について

到着ビザ (Visa on Arrival) の便宜が供与される国々。

2006年7月6日より、インドネシア共和国によって到着ビザ(VKSK: Visa Kunjungan Saat Kedatangan、または VoA : Visa on Arrival、ビザ・オン・アライバル) の便宜が供与される国々は **52** 国になった。この到着ビザの便宜供与は、ある特定の国々の国籍者がより簡単に観光のためにインドネシアへ訪問できるようにすることを目的としている。

この特定の国々の国籍者への到着ビザの便宜供与は、法務人権大臣決定 **2006** 年 **M.06-IZ.01.10** 号に記載されている。これは、法務人権大臣決定 **2003** 年 **M.04-IZ.01.10** 号の **7** 回目の改定について定めたものである。

到着ビザは、特定の国々の国籍者による社会文化訪問や商用、公務のための訪問の簡素化を目的としてもいる。この到着ビザの便宜供与は、外国人によるインドネシアへの入国に必要な手続きの簡素化の一環である。そのほかに、この到着ビザの便宜供与が有益に活用されることで、インドネシアとある特定の国々の関係が強化され、相互に利益をもたらすことが望まれる。

現在までに、到着ビザの便宜を受けることができる国は **52** カ国になった。これまでの国は、南アフリカ、アメリカ合衆国、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、オランダ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、キプロス、デンマーク、アラブ首長国連邦、エストニア、フィンランド、ハンガリー、インド、イギリス、イラン、アイルランド、アイスランド、イタリア、日本であった。これらの国に、ドイツ、カンボジア、カナダ、韓国、クウェート、ラオス、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、モルジブ、マルタ、メキシコ、エジプト、モナコ、ノルウェー、オマーン、フランス、ポーランド、ポルトガル、カタール、中国、ロシア、スイス、サウジアラビア、ニュージーランド、スペイン、スリナム、スウェーデン、台湾、ギリシアにも到着ビザの便宜が供与されることとなった。

この到着ビザの便宜供与によって、ある特定の国々の国籍者は、**10** 米ドルを支払うことで **7** 日間、または **25** 米ドルを支払うことで **30** 日間、インドネシアに滞在することができる。この訪問ビザは、延長したり、他のビザに変更したりすることはできない。

リタイアメントビザ (Visa Lansia) 取得の条件。

1. 国籍 (スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、イギリス、オランダ、ベルギー、フィンランド、ルクセンブルグ、ドイツ、フランス、スイス、イタリア、オーストリア、スペイン、アメリカ合衆国、カナダ、日本、台湾、マレーシア、シンガポール、タイ、

ブルネイ、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド)

2. 年齢 **55** 歳以上
3. 残存有効期間が **18** カ月以上あるパスポートのコピー
4. 本国またはインドネシアの銀行や団体からの年金や預金利息による収入が **1500** 米ドル/月以上
5. 健康保険
6. 生命保険 (訳注: 死亡時に関係するもの)
7. 損害保険 (訳注: 第三者に損害を与えた、または与えられた場合に関係するもの)
8. 履歴書
9. インドネシアの住宅に滞在する証明書
購入: **35,000** 米ドル以上
賃貸: **500** 米ドル/月 ジャカルタ首都圏、バンドウン、バリ
300 米ドル/月 ジャワ島のその他の都市、メダン、バタム島
200 米ドル/月 上記以外の都市
10. インドネシア人家政婦雇用の証明書
11. リタイアメントビザ取り扱いを指定した任命書、納税者番号 (NPWP)、事業許可証
(訳注: 旅行会社が申請時に提出)